

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	地域環境整備対策（荒川ルール）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	永澤	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	地域環境整備対策費（01-04-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 11年度	根拠	「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	区内で大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）が建設される場合において、その建設計画を早期に地域関係者に周知するとともに、地域関係者と事業者とが協議を行うための必要な手続きを定めることにより、建築紛争を未然に防止することを目的としている。				
対象者等	・大規模マンション（延べ面積3,000平方メートル以上かつ高さ10メートル超）の建築主				
内容	大規模マンションの計画の初期段階において開発事業者側の構想が周辺住民に伝わるミニアクセス的な住民参加型まちづくりの仕組みとして「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」（荒川ルール条例）を制定し実施している。（平成18年12月15日制定、同日施行）				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年、荒川区荒川1丁目39番に31階建て超高層マンションの建設が計画され、周辺住民は「高さ制限条例の制定」を求める直接請求を平成11年3月に区議会に提出した。直接請求は否決されたが、この問題を契機として「荒川区マンション建設の伴う地域環境の配慮に関する要綱」（荒川ルール要綱）を平成11年11月1日に制定した。 ・上記要綱の対象を拡大し、内容を充実させるため、平成18年12月15日、「荒川区大規模マンションの建設計画に係る地域における生活環境の配慮のための事前協議等に関する条例」を制定、同日施行。 ・平成19年5月31日、荒川ルール要綱を廃止。 				
必要性	大規模マンションの建設における建築紛争を未然に防止するとともに、良質なマンションの供給及び地域環境の保全と向上のため、その必要性は大きい。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	235	3,747	3,914	3,906	715	567	488	
決算額（24年度は見込み）	227	3,418	3,145	3,123	280	209	488	
人件費等	5,225	5,245	3,388	2,443	4,884	3,631		
減価償却費					2,615	2,177		
【事務分担量】（%）	90	150	90	70	90	70		
合計（+ +）	5,452	8,663	6,533	5,566	7,779	6,017	488	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	5,452	8,663	6,533	5,566	7,779	6,017	488	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	届出件数	4	7	4	4	6	3	
	事業者による説明会回数	7	7	4	4	6	3	
	地域関係者会議の回数	23	50	19	23	36	16	
	アドバイザー派遣回数	3	7	3	2	4	2	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	アドバイザー報酬	264	アドバイザー報酬	203	アドバイザー報酬	447
	旅費	アドバイザー旅費	7	アドバイザー旅費	5	アドバイザー旅費	22
	食糧費	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1	連絡調整会議用賄い	1
	使用料	会場使用料	8	会場使用料	0	会場使用料	18

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	建築紛争未然予防割合（％）	100	100	100	100	100	紛争未然予防件数 / 届出件数 24年度は見込み
	事業者による地域要望取入割合（％）	66	70	75	75	80	要望取入項目数 / 要望項目数 24年度は見込み

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 1・地域住民と開発事業者との立場と主張の違いの調整が難しい。 ・高容積を望む開発事業者とより低層の建物を望む周辺住民との調整。 ・住民からの計画変更要求の多くが事業採算性を低下させるもの。 ・様々な住民要望（高さ、日照障害、電波障害、風害、緑地や歩行空間の確保、眺望、プライバシー保護など）の調整。 2・開発事業者と地域住民との協議・調整期の長さの問題はないか。（長期に及ぶ場合がある） ・3ヶ月間という短期間の間に双方の合意形成を図ることに無理が生じる場合がある。 3・紛争防止から協働の街づくりへの参加システムへ。 ・都市計画マスタープランに基づく街づくりを進めるためには、行政と地域住民、開発事業者による協働の街づくりが必要。 ・本条例が単なる敷地レベルの建築紛争防止から地区レベルの建築協定等が結ばれる取組が求められる。 4・既存の建築物の解体が場合、解体による騒音、振動が激しいため、地域住民の苦情が多い。 そのため、解体による紛争解決の対応と調整に多くの時間が必要となることがある。
	他区の実況 (実施 区 未実施 22 区)

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組み具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組み具体的な改善内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるアドバイザーの有効活用に取り組む。 効率的な派遣時期、派遣回数増加などを十分検討し、課題の解決に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な判断のもと、実施していく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり、街づくりへの取組 紛争予防にとどまらず、地域住民を主体とした街づくりへの取組のきっかけ作りに誘導していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な情報提供をしていく。 地区計画、景観まちづくり等の情報提供を積極的に推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・解体による騒音、振動が近隣住民にかなりの影響を及ぼしている。本条例とは別の条例なり、要綱をつくり、解体の説明会を義務付けることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課と協議を進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	大規模マンションの建設における事業者と近隣住民との建築紛争を、未然に防止するためには、欠かせない制度である。

議会議決要旨 (要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16二定 「荒川ルール」における区の立場について ・平成17三定 「荒川ルール」における区の対応について
----------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	開発許可制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	43 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の土地での区画形質の変更に対し公共施設の設置等を義務付けることにより、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図り、安全で良好な宅地環境の整備を図ることを目的としている。				
対象者等	主として建築物の建築又は特定工作物の建設を行うために、500㎡以上の土地での区画形質の変更を行う事業者				
内容	<p>区画形質の変更：道路の新設・廃止、1mを超える切土・盛土</p> <p>以下の技術基準に適合している必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定建築物が用途地域等に適合していること ・ 接続先道路、開発区域内の道路、公園等が基準に適合していること ・ 給排水施設が基準に適合していること ・ 申請者に必要な資力及び信用があること ・ 工事施工者に必要な能力があること ・ 関係区域及び関連区域内の所有者等の同意を得ていること <p>* 要綱、条例等の内容を併せて指導。</p>				
経過	<p>昭和43年6月15日 都市計画法公布 以下改正多数</p> <p>平成12年4月 地方分権に伴い開発行為の許可に関する事務は、区長委任条項から特例条例による委任となる</p> <p>審査請求 2件（H10・H11）</p> <p>国・都・区が行う開発行為についても開発許可の対象となる都市計画法の改正が行われた。（平成18年5月31日公布）</p>				
必要性	都市計画法に定められた事務である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費等	4,270	2,562	5,506	6,922	7,412	4,356	
	減価償却費					2,469	2,022	
	【事務分担量】（%）	50	30	65	85	85	65	
	合計（+ +）	4,270	2,562	5,506	6,922	9,881	6,378	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,270	2,562	5,506	6,922	9,881	6,378	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	許可件数(基準:許可日)	2	1	1	4	5	6	5
	開発登録簿写しの交付(部数)	24	25	24	33	38	37	35

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	許可までの日数（審査期間）	11日	13日	17日	13日	10日	審査期間の平均日数 (標準処理期間65日)
	審査請求件数	0	0	0	0	0	審査請求を受けないよう、厳正な審査を行う。

(問題点・課題)	許可申請件数が少ないため、実務を通じた事務処理能力の向上が図りにくいので、事例研究等で多様なケースに対応できる能力を身につける必要がある。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
他区の実例を参考にするなど、具体的な検討をするなかで課題を抽出する。	事務マニュアルを作成する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	法定事務であるとともに、秩序あるまちづくりを進めていくためには必要な事務である。

(議会要旨)	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	都市計画審議会運営	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	永澤	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	都市計画審議会費（01-01-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	47 年度	根拠		
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画法による権限に属する事項と区長が諮問する都市計画に関する事項について調査、審議・答申すること及び都市計画に関する事項について、必要に応じて建議することで区長が行なう都市計画決定を補完する。				
対象者等	荒川区全域				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議内容 東京都決定、区決定の都市計画等について調査、審議、答申または建議する。 ・ 条例及び規則改正（平成12年4月1日） 地方分権の推進に係る都市計画法の改正に伴い、法律に基づく都市計画審議会としたことにより、条例及び規則を改正した。 構成員（平成12年4月1日） 学識経験者7人 区議会議員5人 関係行政機関の職員3人（東京都、警察、消防） 区民5人 計20人 ・ 平成12年度から運営要綱及び取扱要領を整備して会議を公開した。 				
経過					
必要性	区の都市計画決定等に際し法的に必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	1,096	1,097	1,101	1,175	1,161	1,134	1,108
	決算額（24年度は見込み）	618	453	868	489	241	437	1,108
	人件費等	2,186	2,683	1,881	814	1,151	1,966	
	減価償却費					581	933	
	【事務分担量】（%）	40	90	50	20	20	30	
	合計（+ +）	2,804	3,136	2,749	1,303	1,973	3,336	1,108
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,804	3,136	2,749	1,303	1,973	3,336	1,108
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	開催回数	3	2	4	2	1	2	4
	委員平均参加率	85	90	82	97	99		

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	審議会委員報酬	203	審議会委員報酬	372	審議会委員報酬	923
	特別旅費	審議会委員旅費	3	審議会委員旅費	7	審議会委員旅費	40
	食糧費	会議用賄い費	4	会議用賄い費	8	会議用賄い費	17
	役務費	会議録速記委託料	23	会議録速記委託料	46	会議録速記委託料	102
	使用料	開催会場使用料	8	開催会場使用料	4	開催会場使用料	26

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	審議会開催件数	2	1	2	4		必要に応じて開催 24年度は見込み
	案件審議件数	2	1	2	4		必要に応じて開催 24年度は見込み

(問題点・課題)	審議にあたっては、案件が専門的な内容が多いため、区民代表委員の発言が少ない。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区)

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
<ul style="list-style-type: none"> ・区民委員5名のうち、2～3名程度を公募する。 任期は2年とする。 	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	都市計画の決定に当たっては、区民や専門家等の意見を反映していくことが重要である。

(状況)	議会 要旨 問状
------	----------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	都市復興計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	大竹	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	13 年度	根拠	荒川区災害対策基本条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区震災等による被災市街地復興条例	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。地域防災計画等行政計画の見直しにあわせ、マニュアルの見直しについて検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興計画案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。				
対象者等	大規模な地震の際、大被害が予想される地区				
内容	区は、平成13年10月に被災後の市街地復興を迅速かつ円滑に推進していくため「震災等による被災市街地復興条例」を制定した。その後、この条例の趣旨に沿って平成15年9月に市街地復興の行動手順等を「都市復興マニュアル」として定めた。今年度の地域防災計画の改訂に伴う見直し及び演習を通じた見直しを検討するとともに、復興条例第8条の都市復興基本計画に対応する地区ごとの復興方針案を策定することで、復興に対する備えを進めていく。				
経過	年度 9・ 都市復興マニュアル・生活復興マニュアル策定（東京都） 10・ 都市復興マニュアルに基づく模擬訓練実施・以後毎年実施（東京都） 11・ 荒川区地域防災計画の改訂 12・ 東京都震災対策条例公布 13・ 2月 東京都震災復興グランドデザイン 2月 被災宅地危険度判定講習会・以後毎年実施 10月 荒川区震災復興条例制定 3月 荒川区災害対策基本条例の改正 14・ 12月 東京都第5回地震に関する地域危険度調査結果公表 3月 東京震災復興マニュアル改訂 15・ 9月 荒川区年復興マニュアル策定 19・ 3月 東京都地域防災計画改訂 21・ 3月 東京都区市町村震災復興標準マニュアル策定 24・ 東京都地域防災計画改訂予定 被災宅地危険度判定士 40名（平成24年度当初）				
必要性	迅速かつ計画的な都市の復興を進めるには、事前に復興のモデルプランを備えておくことが有効である。また、復興計画の策定に向けた手順等を平時から訓練し、有事に備えることが重要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費等	1,708	1,281	1,694	1,222	4,639	3,388	
	減価償却費					1,743	1,244	
	【事務分担当】（%）	20	15	20	15	60	40	
	合計（+ +）	1,708	1,281	1,694	1,222	6,382	4,632	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,708	1,281	1,694	1,222	6,382	4,632	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	復興方針案作成	10	30	30	40	80	事例調査：10%、現状分析：30%、 モデル作成：40%、方針案作成：80%、 方針案公表：100%
	都市復興マニュアル改正				80	100	マニュアル改正:80%、 行動マニュアル作成:100%

(問題点・課題 指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・復興施策は、都市の復興、住宅の復興、くらしの復興、産業の復興に区分できるが、当区においては を当課が策定しているだけであり、他の復興施策の策定が求められている。 ・被災後、遅滞なく計画素案を住民に合意してもらうには、ある程度事前に情報開示が必要がある。 ・平成21年度に改正した都市計画マスタープラン及び平成24年度の地域防災計画の改訂を踏まえ、各部署の役割及び平常時のまちづくりと復興計画の考え方について整合を検討する必要がある。 ・発災から復興計画の作成に至る一連の流れを集約した、行動マニュアルの作成を検討する必要がある。 ・平成23年に発生した東日本大震災の教訓から、中規模程度の災害を想定した対応を検討する必要がある。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区 未実施 6 区）</p> <p>都市復興マニュアル策定区 港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区（他5区検討中）</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
都市復興マニュアルについて、都市計画マスタープラン及び地域防災計画など関連行政計画との整合を図るための改訂作業を行う。	マニュアルに基づき、復興街づくりの手続き等について机上訓練を実施する。
復興計画素案の作成に向けた基本方針を模索する。	復興方針案を作成し、区民に対して周知することを目指す。
復興施策における都市復興の位置づけについて、庁内での認識をひとつできるように促す。	都市以外の住宅、くらし、産業それぞれの復興について統括する部署がどこなのかを明確化し、すべての復興プログラムの作成と区民への事前周知について庁内の意思統一を促す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	災害時における復興計画に迅速に対応するためにも必要である。

(議会 要旨) 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	土地利用現況調査	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	土地利用現況調査費（01-08-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	都市計画法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	都市計画を適切に運用・遂行するため、土地利用状況のほか、建築物の用途、構造、面積等の調査を行う。				
対象者等	区内全ての土地・建築物				
内容	<p>主体事項</p> <p>都市計画法第6条の規定に基づき、都道府県が主体となり実施する都市計画に関する基礎調査の一部を、都から依頼を受け行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画基礎調査（都市計画法第6条）に関する事務：概ね5年毎（直近：平成20年度） 土地利用現況調査（都市計画基礎調査のための実地調査）：概ね5年毎（直近：平成23年度） <p>付属事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地利用現況調査結果を基に、荒川区内の土地利用の状況及び経年変化を資料としてまとめ、都市計画の基礎資料の一つとしている。（用途地域の見直しは、平成16年度の一斉見直し以降は随時。） 都指定の地図データに用途地域等の都市計画や土地利用現況調査結果を組み込んだシステムを構築し、維持、管理している。 用途地域等を記載した都市計画図を作成する。（毎年） まちづくり施策の基礎資料として使用できる白図を作成する。（毎年） 				
経過	土地利用現況調査（昭和61年度以降5年毎） 都市計画基礎調査（昭和63年度以降5年毎） 用途地域等一斉見直し（平成8・16年度） 荒川区都市計画情報システム導入（平成13年度） 都市計画図等閲覧システム（HP用）構築（平成19年度） 統合型GISシステム構築（平成21年度）により維持管理の一部を情報システム課へ移行（平成22年度）				
必要性	都市計画法に定められた事務であり、都市計画情報を適正に管理することは、まちづくり施策の推進を図るために必要である。				
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 都市計画・土地利用情報システム管理業務委託（23年度委託 第一航業㈱ 683千円）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	14,224	1,966	1,525	2,050	1,312	1,312	7,087
	決算額（24年度は見込み）	14,181	1,943	1,523	1,523	1,311	684	7,087
	人件費等	2,562	3,416	6,353	2,036	1,308	2,541	
	減価償却費					436	933	
	【事務分担当】（%）	30	40	75	25	15	30	
	合計（+ +）	16,743	5,359	7,876	3,559	3,055	4,158	7,087
	国（特定財源）							
都（特定財源）	4,824		677					
その他（特定財源）								
一般財源	11,919	5,359	7,199	3,559	3,055	4,158	7,087	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	建物データ（棟数）	40,190						
	荒川区都市計画図（部）	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0
	荒川区白図（部）	100	100	100	100	100	100	100

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）		
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	
		委託料	システム管理	1,311	システム管理	684	システム管理	1,312

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	GISデータ整備率（％）	80	80	80	83	100	土地利用現況調査データ数 / 調査回数 S61年度のみGISデータなし

（問題点・課題 指標分析）	<p>法に定める土地利用現況調査結果を整備した都市計画情報システムをベースとして、まちづくり情報・道路・公園のデータ等を付加することで、総合的な情報システムに発展させていくなどの、有効活用が必要である。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
土地利用現況調査の実施方法が変更されたため、これまでの蓄積データが有効活用できるような方法を探る。	関連部署が積極的にデータを活用できるよう、利用方法等の検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	土地利用現況を把握することはまちづくり事業策定等に役立つ

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	バリアフリー整備促進事業	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	白井	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	バリアフリー整備促進事業費（01-09-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称）バリアフリー新法（平成18年法律第91号）
終期設定	有	無	年度	法令等	
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。				
対象者等	・公共交通事業者 ・道路管理者 ・交通管理者 ・公園管理者 ・建築主及び路外駐車場管理者など				
内容	<p>【荒川区バリアフリー基本構想】 これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区全体におけるバリアフリー基本構想の策定 ・新たな重点整備地区の抽出 ・既存地区の基本構想の検証および見直しの実施 <p>【町屋・区役所周辺地区交通バリアフリー基本構想：既存地区】 平成21年度に策定した荒川区バリアフリー基本構想により定められた重点整備地区のうち優先順位が最も高い「町屋・区役所周辺地区」の地区別基本構想を策定</p> <p>【日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想：既存地区】 重点整備地区の2地区目であり、平成13年度に策定された日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想の見直しを含めて「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定</p> <p>【南千住駅周辺地区バリアフリー基本構想：新規地区】 重点整備地区の3地区目である「南千住駅周辺地区」の地区別基本構想を今年度に策定予定</p>				
経過	平成12年11月	交通バリアフリー法施行			
	平成14年 3月	日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定			
	10月	第1回交通バリアフリー事業推進協議会開催（以後、毎年1回の開催）			
	平成18年12月	バリアフリー新法施行			
	平成22年 3月	荒川区バリアフリー基本構想策定			
	平成23年 3月	町屋・区役所周辺地区交通バリアフリー基本構想策定			
	平成24年 3月	日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区バリアフリー基本構想策定			
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。				
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	・基本構想の策定には、委託の実施及び区民、学識経験者、関係事業者等からなる協議会を設置する。 ・地区別基本構想を年1ヶ所ずつ4ヶ所の重点整備地区で策定する。				

		（単位：千円）						
予算・決算額等の推移		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		予算額	24	24	75	8,610	7,369	8,136
	決算額（24年度は見込み）	16	16	48	7,747	7,169	7,545	7,301
	人件費等	2,186	2,196	847	5,701	8,720	7,622	
	減価償却費					2,905	2,799	
	【事務分担当量】（%）	40	50	20	70	100	90	
	合計（+ +）	2,202	2,212	895	13,448	18,794	17,966	7,301
	国（特定財源）				2,400	2,300	2,300	2,300
	都（特定財源）				1,000	750	750	1,000
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,202	2,212	895	10,048	15,744	14,916	4,001
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	開催回数（旧法日暮里駅周辺地区）	1	1	1	1	-	-	-
	事業者参加率（%）（旧法日暮里駅周辺地区）	100	100	100	100	-	-	-
	新法策定協議会回数				3	3	4	3

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
	使用料	会場使用料	26	会場使用料	62		
	報償費	委員謝礼	219	委員謝礼	264	委員謝礼	224
	委託料	基本構想策定業務	6,924	基本構想策定業務	7,220	基本構想策定業務	7,077

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	新バリアフリー基本構想策定の進捗率	60%	70%	80%	90%	100%	全体基本構想：60% 地区別基本構想策定毎：10%増
	日暮里周辺地区バリアフリー進捗率（道路）	81%	81%	81%	81%	100%	整備済延長 / 必要整備延長
	日暮里周辺地区バリアフリー進捗率（公共施設）	100%	100%	100%	100%	100%	バリアフリー対応施設数 / バリアフリー対応必要施設数 エレベーター・トイレ

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民からの要望を各事業に反映していくためには、当然、事業者の協力が必要である。 しかし、事業者側にも既存施設の現況や予算等もあり、要望のすべてを反映していくことは難しい。 そうした状況のなか、各事業へ区民要望をいかに取り入れていくか、工夫と検討が必要である。 ・ 全体基本構想で定めた重点整備地区（4地区）のバリアフリー化を推進していく。
他区の実況	<p style="text-align: center;">（実施 16 区 未実施 6 区）</p> <p>千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区 港区・台東区・目黒区・大田区・豊島区・葛飾区は新法対応</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
既に策定した2地区と連携し、連続したバリアフリーネットワークの形成により、荒川区全体のバリアフリー化につなげていく。 隣接した台東区との関連を留意する。	荒川区全体及び重点整備地区における特定事業計画の進捗並びに整備後のモニタリング等を行い、近隣区との連携を図りながら進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。

況議 （要 質 問 旨 状）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年一定 日暮里駅のバリアフリー化について 三定 日暮里駅の大改造計画について 四定 日暮里駅総合改善計画について ・ 平成18年三定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について ・ 平成22年四定 バリアフリーのまちづくりについて
-------------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	荒川区市街地整備指導要綱	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 52 年度	根拠	荒川区市街地整備指導要綱		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	一定規模以上の建築物の建設、周辺の市街地環境に影響を与える施設設備等に対して、荒川区のまちづくり施策との整合性をはかるため必要な事項を定め、区内における市街地の秩序ある整備を促進するとともに、生活環境の向上と公共公益施設等との調和を図ることを目的とする。				
対象者等	次の建設事業 6棟又は6戸以上の住宅建設 施行区域面積350㎡以上の土地での宅地開発 延床1,000㎡以上の建築物 都市計画法第29条の開発行為に該当するもの 墓地又は納骨堂の設置 ペット火葬施設等の設置 移動火葬施設の使用 その他区長が認めたもの				
内容	<p>計画段階で、以下の指導内容について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行区域面積に応じた道路の整備 ・ 施行区域面積に応じた緑地等（地上部及び屋上部）の整備 ・ 防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・ ごみ置場、リサイクル物品保管場所の設置協議 ・ 駐車・駐輪施設の設置 ・ 電波障害対策の実施及び建物内CATVの導入 ・ 近隣関係住民への建設計画の説明等紛争の防止、近隣関係住民との調和の配慮 ・ 省エネルギー対策等地球環境への配慮、景観への配慮、土壌汚染の調査など ・ 周辺環境への配慮、焼却施設の設備・構造・管理等の配慮（墓地等） <p>協議結果として協定書を締結し、協定内容の履行及び維持管理を担保する。 工事完了時に履行内容の確認を行う。</p>				
経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和52年11月1日制定（荒川区開発指導要綱） ・ 昭和58年4月1日（名称が東京都荒川区市街地整備指導要綱となる） ・ 平成9年9月1日現要綱制定（以降9回改正あり 最終改正 平成24年3月30日） ・ 平成19年9月27日に集合住宅条例制定 15戸以上の集合住宅は要綱の対象外となる。 ・ 平成22年11月1日改正（墓地等が新たに届出の対象となる。） 				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序ある整備を促進し、住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指導内容が多岐にわたるため、事前に関係各課で協議を行い、事前申出書提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額								
決算額（24年度は見込み）								
人件費等	7,686	10,248	5,506	5,701	6,976	3,782		
減価償却費					2,324	2,022		
【事務分担当】（%）	90	120	65	70	80	65		
合計（+ +）	7,686	10,248	5,506	5,701	9,300	5,804	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	7,686	10,248	5,506	5,701	9,300	5,804	0	
実績の推移								
事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
事前相談（同一箇所複数相談含）	55	38	16	20	25	20	30	
事前申出書提出（件）	55	39	7	11	12	12	10	
協定書締結（件）	24	25	7	5	4	8	7	
協定履行確認（件）	19	17	24	3	4	4	7	

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	協定締結率（％）	56	56	36	70	100	協定締結物件数 / 提出件数 (適用除外物件を除く) 件数は年(1月～12月)を基準

(問題点・課題)	<p>住宅建設（戸建てや長屋）事業が協定締結に至らないことが多く、そもそも要綱の手続きを行わないケースもあるため、指導内容や他事業と連携した指導を検討する必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 17 区 未実施 5 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未実施区（新宿区、江東区、渋谷区、中野区、豊島区） ・条例化の区あり（目黒区、練馬区、足立区、江戸川区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
住宅建設に対する適正な指導内容の検討	適正な指導内容の検討
新たに制定された墓地条例との整合	社会状況等に即した運用

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	区の街づくり施策に合わせた開発誘導が必要である。

(議会要旨)	<p>・集合住宅建設対策として要綱の条例化（H19年第2定）</p>
--------	------------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	魅力ある都市景観づくり	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	永澤	内線	2811
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	魅力ある都市景観づくり事業費（01-10-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	11年度	根拠	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例・
終期設定	有	無	年度	法令等	市街地整備指導要綱、景観法・都景観条例
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	荒川区景観計画の策定及び景観条例の制定により、区の特徴を生かした景観まちづくりの推進を図る。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の建築物の新築、増築、改築等を行う建築主 ・宅地開発を行う事業主等 				
内容	<p>「荒川区景観条例」 景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等のほか、区民と進める景観まちづくり等について必要な事項を定めることにより、区民等、事業者及び区が協働して、地域特性を生かした良好で個性あふれる景観形成の実現を図ることを目的としている。</p> <p>「荒川区景観計画」 区の将来像を見据え、区全域の景観形成に関わる目標や方針を明らかにし、区民・事業者・区との協働により良好で個性あふれる荒川区らしい景観の形成を実現することを目的としている。</p>				
経過	<p>平成6年度 平成7年度 平成8-10年度 平成11年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観基礎調査 ・景観基本方針策定調査 ・景観基本方針案検討 ・景観基本方針策定 <p style="text-align: right;">都市景観基本方針検討委員会設置 景観基本方針策定委員会設置</p> <p>平成16年6月 平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川区市街地整備指導要綱を一部改正（平成11年12月1日）し、一定規模以上の建築物に対して、景観チェックシートの届出制度を実施。 ・日暮里富士見坂から将来にわたって富士山が眺望できるように、東京都及び関係機関に働きかけることを求める陳情（平成11年度第25号陳情）をする。 ・景観法の公布（17年6月全面施行）。 ・指導要綱のマンション部分を条例化した。 ・17年6月景観法の全面施行に伴い、19年4月、東京都が景観法に基づく景観計画の策定、条例の改正をした。各区においても景観行政団体への移行を視野に入れた景観計画策定の取組が進む。 <p>平成20年度 平成21-22年度 平成23年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内の景観の状況や景観資源の把握をするための景観基礎調査を実施。 ・景観法を踏まえた区の景観計画(案)、景観条例(案)を作成。 ・区は、東京都の同意を得て、5月1日付けで「景観行政団体」となり、24年3月1日に景観計画と景観条例の施行をした。 <p>平成24年度</p> <p>条例に基づく事前協議制度、景観法に基づく届出制度を実施 その際、景観アドバイザー制度を活用し、適切な指導、誘導を実施</p>				
必要性	お				
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20年度 プロポーザルによる委託契約[㈱建設技術研究所、¥4,937,520]、景観基礎調査の実施 ・21年度 随意契約による委託契約[同上、¥5,999,700]、景観検討委員会設置、景観計画(案)作成。 ・22年度 随意契約による委託契約[同上、¥5,040,000]、景観計画(案)の確定、東京都の同意。 ・23年度 随意契約による委託契約[同上、¥4,970,000]、景観行政団体、景観計画策定、条例施行。 				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	-	-	6,034	7,010	5,714	6,550	2,153	
決算額（24年度は見込み）	-	-	4,938	6,711	5,545	4,728	2,153	
人件費等	3,040	2,562	5,204	4,886	7,220	14,066		
減価償却費					3,196	6,220		
【事務分担量】（%）	50	30	95	110	110	200		
合計（+ +）	3,040	2,562	10,142	11,597	15,961	25,014	2,153	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	3,040	2,562	10,142	11,597	15,961	25,014	2,153	
実績の推移	事項名							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
事前協議書提出件数	-	-	-	-	-	1		
届出書提出件数	-	-	-	-	-	4		
アドバイザー派遣件数	-	-	-	-	-	8		
屋外広告物相談件数	-	-	-	-	-	4		

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	景観計画策定委託	5,040	景観計画策定委託	3,686	ホースタ-製作委託	236
	報償費	委員謝礼	505	-	-	講師謝礼	130
	報酬			景観審議会委員報酬	413	景観審議会委員報酬	658
	報酬			景観アドバイザー-報酬	609	景観アドバイザー-報酬	772
	旅費			景観審・アドバイザー-旅費	20	景観審・アドバイザー-旅費	70
	食糧費					景観審・アドバイザー-実行委員会費	20
	役務費					会議録速記委託料	195
	使用料					開催会場使用料	72

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	景観アドバイザーの指摘に対する民間事業者の対応率（％）	-	-	-	80	100	・対応率 = 対応案件数 / 指摘案件数 ・景観施策実現数 = 景観計画の区民と進める景観施策 (景観まちづくり団体制度、景観まちなみ協定等の認定数)
	景観アドバイザーの指摘に対する公共事業者の対応率（％）	-	-	-	100	100	
	景観施策実現数（景観まちづくり団体・まちなみ協定等）	-	-	-	0	1	

(問題点・課題分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりを総合的かつ計画的に進めていく上で、区民、事業者との連携・協働は大変に重要な要素である。今後、景観計画を着実に進めるためには、区民等と協働していくことが課題の一つである。 ・景観計画を広く区民、事業者等に周知していくことは、景観計画を着実に進めるための課題の一つである。 ・地域の魅力ある景観まちづくりを進めるためには、地域住民を中心とした活動団体を増やしていくことが課題の一つである。
他区の実施状況	<p>(実施 13 区 未実施 9 区)</p> <p>景観法に基づく景観行政団体として景観計画、景観条例の制定区：13区 (世田谷区、新宿区、江東区、足立区、杉並区、墨田区、港区、目黒区、品川区、江戸川区、板橋区、練馬区、台東区)</p> <p>策定中の区：3区 (千代田区、渋谷区、文京区)</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
<ul style="list-style-type: none"> ・公募区民で組織する「景観まちづくり推進委員会」を設置し、区民と連携・協働して景観施策の展開をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「景観まちづくり推進委員会」の充実をさらに図り、具体的な景観施策の展開を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観ニュースの発行や、景観フォーラムの開催を通し、広く区民に景観計画の内容等を周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画にある「景観まちづくり団体」制度を活用し、地域住民を中心とした活動団体を設立し、景観まちづくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・24年度の実績を踏まえ、更に充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	生活環境の質の向上が求められている中、景観まちづくりは重要である。

(状況要旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・14年一定 「南千住東地域の景観形成について」 ・16年三定 「街の景観や賑わいに配慮した高架下（京成線・藍染川沿道）利用について」 ・17年四定 「景観条例の制定について」「富士見坂の眺望を風景遺産について」 ・21年二定 「地域の活性化に寄与する景観について」 ・23年四定 「景観条例尾の制定について」
--------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	スーパー堤防の整備促進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	白井	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 13 年度	根拠	河川法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	高潮対策事業により昭和50年に完成した現在の隅田川防潮堤（通称：カミソリ護岸）を、より安全性や親水性の高いスーパー堤防（特定地域高規格堤防）に作り変えることで、潤いのある水辺空間の創出を目指すものである。なお、事業主体は河川管理者の東京都建設局河川部である。				
対象者等	隅田川沿いの土地で建設事業を行おうとするもの（区は、対象者に本事業の案内や協力要請を行っている）				
内容	スーパー堤防、緩傾斜型堤防及びテラスの整備 【参考：隅田川の延長23.5km 内荒川区の接岸延長 約8.0km】 都市計画マスタープランにおける「将来都市構造」の中で、隅田川沿岸一帯を「ふれあいと憩いの都市軸」として定め、隅田川のウォーターフロントの特長を活かした街づくりを進めることとしている。また、環境基本計画でも、隅田川の水辺機能の整備促進施策として、本事業が位置付けられている。				
経過	<p>スーパー堤防整備事業（特定地域堤防機能高度化事業：昭和60年創設）</p> <p>整備済地区：西尾久（荒川遊園） 平成3年3月完成 252m 南千住（アクロシティ） 平成6年3月完成 235m 南千住北（プランヴェール） 平成11年3月完成 125m 町屋（マルエツ） 平成12年3月完成 110m 町屋六丁目（尾竹橋中跡地） 平成14年10月完成 127m 白鬚西C（水神大橋下流） 平成15年3月完成 430m 白鬚西B（汐入大橋上流） 平成17年3月完成 183m 白鬚西D（汐入大橋～水神大橋） 平成18年3月完成 517m 白鬚西（瑞光橋公園北） 平成18年6月完成 120m 東尾久（旭電化跡地） 平成20年3月完成 336m 白鬚西（瑞光橋公園南） 平成20年3月完成 127m 計2,562m（約32%）</p> <p>事業中地区：西尾久三丁目地区 平成25年完成予定 140m 南千住七丁目 完成時期未定 40m（約2%）</p> <p>緩傾斜型堤防整備事業（都市河川総合整備事業：昭和55年度創設）</p> <p>整備済地区：白鬚西（瑞光橋下流） 平成13年3月完成 122m 白鬚西E（白鬚橋上流） 平成16年3月完成 383m 白鬚西A、G・F（補助189沿い） 平成18年3月完成 455m 計 960m（約12%）</p> <p>事業中地区：三河島（水再生センター裏）（平成30年頃完成予定） 202m（約3%）</p> <p>テラス整備</p> <p>整備済地区：堤防完成箇所＋荒川遊園（91m）＋旭電化（69m） ＋尾竹橋上流640m（約8%） 計4,322m（約54%）</p>				
必要性	隅田川は都市内の貴重な自然環境であることから、街づくりの観点から水辺を再生し、区民に広く開放する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額（24年度は見込み）		-	-	-	-	-	-	-
人件費等		1,708	1,281	1,694	1,222	1,308	1,270	
減価償却費						436	467	
【事務分担量】（%）		20	15	20	15	15	15	
合計（+ +）		1,708	1,281	1,694	1,222	1,744	1,737	0
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源		1,708	1,281	1,694	1,222	1,744	1,737	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	テラス整備率（％）	46	54	54	54	58	接岸延長に対するテラス整備延長
	土と緑の堤防整備率（％）	44	44	44	45	48	接岸延長に対するスーパー又は緩傾斜型堤防整備延長

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、法的拘束力のない開発事業者の同意に基づく事業であるため、計画的な事業執行は見込めない ・沿岸のうち小規模敷地が集積している地域では、事業実施が困難なため整備可能区域とそれ以外を峻別する必要がある。 ・区民が荒川遊園から白鬚橋まで徒歩でいけるテラスの早期整備について都に働きかける必要がある。
	他区の実況 (実施 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
都と連携を図りスーパー堤防等の整備を促進する。	都と連携を図り、スーパー堤防の整備を促進し、整備率を向上させる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	親水性と治水性を兼ね備えた堤防の整備は、快適で安全な暮らしに大きな効果をもたらす。

（状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年一定 堤防整備状況の確認、テラスの連続性確保の要望 ・平成19年二定 テラスの連続性確保の要望 ・平成20年四定 隅田川堤防の安全性とスーパー堤防整備について ・平成22年二定 汐入公園防災用の船着場の活用について ・平成22年四定 スーパー堤防の整備状況と今後の整備の見通しについて
------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	日暮里駅総合改善事業	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	白井	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 14 年度	根拠	首都圏の空港アクセス改善緊急対策（H13.5国交省）		
終期設定	有 無 年度	法令等	鉄道駅総合改善事業費交付要綱（国交省）		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	日暮里駅の混雑緩和やバリアフリー化、乗り換え負担の軽減を図るため、鉄道施設等の建設およびその施設の貸付けや維持管理を行う。				
対象者等	・事業主体 日暮里駅整備株式会社(第3セクター)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・スカイライナー利用者の利便性・快適性の向上 ・朝夕ラッシュ時の混雑緩和 ・バリアフリー化の推進 ・乗換利便性の向上を図るため駅の改良 ・鉄道施設等の建設 ・鉄道施設等の貸付 ・鉄道施設等の維持管理 				
経過	<p>平成13年 5月 国土交通省「首都圏空港アクセス改善緊急対策」で「日暮里駅の総合改善」を発表</p> <p>8月 都市再生プロジェクト（第二次決定）において成田Bルート of 早期整備が位置付けられる</p> <p>14年10月 日暮里駅整備株式会社設立（荒川区出資51%）</p> <p>14年度 構造物設計</p> <p>15年度 構造物設計、支障物移転工事等</p> <p>16年 3月 工事説明会</p> <p>4月 安全対策協議会設置</p> <p>18年 3月 計画上り線切替え</p> <p>19年 7月 京成線・JR連絡口統合化</p> <p>21年10月 日暮里駅計画下り線完成。新京成日暮里駅完成式典</p> <p>22年 3月 日暮里駅工事完了</p> <p>22年 7月 成田スカイアクセス線開業</p> <p>荒川区が主催となり成田スカイアクセス開業記念式典『NN36Festival in ARAKAWA』を開催</p>				
必要性	平成13年5月、国土交通省から「首都圏の空港アクセス改善緊急対策について」が提言され、課題として日暮里駅の総合的改善が示された。鉄道駅総合改善事業の実施にあたっては、区と京成電鉄が出資して設立した日暮里駅整備株式会社が事業主体となった。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体（日暮里駅整備株）へ区は51%（510万円）出資している。 ・整備費の一部として日暮里駅整備株に対し、鉄道駅総合改善事業により、国20%、地方20%（都15%、区5%）の補助を行った。 				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	336,676	201,250	245,000	220,750	6,078	-	-
	決算額（24年度は見込み）	240,250	192,250	190,000	209,750	4,014	-	-
	人件費等	5,978	5,124	2,118	3,258	3,052	1,694	
	減価償却費					1,017	622	
	【事務分担量】（%）	70	60	25	40	35	20	
	合計（+ +）	246,228	197,374	192,118	213,008	8,083	2,316	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	246,228	197,374	192,118	213,008	8,083	2,316	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	日暮里駅総合改善事業補助金（千円）	240,250	192,250	190,000	209,750	-	-	-

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		委託料	開業記念イベント委託等	4,014			

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	一日あたりの乗降客数 (京成日暮里駅)	90,200 人	92,563 人	92,006 人	-	-	京成電鉄発表値

(問題点・課題 指標分析)	・日暮里駅整備(株)の円滑な運営
他区の実 施状況	(実施 3 区 未実施 区) 京浜急行蒲田駅(大田区)、西武新宿線下井草駅(杉並区)、西武池袋線東長崎駅(豊島区)

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
利用者の利便性向上に向けた取組みを継続して進める。	利用者の利便性向上に向けた取組みを継続して進める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	日暮里駅整備(株)の適切な運営に関する調整を行う。

(状況 要質 問 状)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年四定 日暮里駅総合改善計画と京浜東北線日暮里駅停車について ・平成16年四定 駅総合改善事業の騒音対策について ・平成17年一定 京成線南口の開設について ・平成20年三定 京成日暮里駅南口改札の設置について ・平成22年一定 成田新高速鉄道開業イベントの開催について
----------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	西日暮里三丁目まちづくり計画検討	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	大竹	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	17年度	根拠		
終期設定	有 無	26年度	法令等		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	西日暮里三丁目地域内の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討し、都市計画道路の見直しと併せ、地区計画等地域のまちづくりルールを定める。				
対象者等	西日暮里三丁目地域内に権利を有する者（面積13.5ha，居住者：約千世帯2,000人）				
内容	<p>西日暮里三丁目地域内の都市計画道路が見直し候補区間に位置付けられたことを受け、平成17年度から、同地域の歴史的・文化的資産を生かしたまちづくりについて、観光の視点も加えながら地域住民とともに検討してきた。それをもとに、都市計画道路の見直しと併せて、地域のまちづくり計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内の見直し候補区間所在はいずれも西日暮里三丁目地域内 <ul style="list-style-type: none"> 路線名 補助92号線 補助188号線 施行主体 東京都 荒川区 計画幅員 20～22m 6～15m 現況 区内は未整備 夕焼けだんだんを除きほぼ完成形 西日暮里三丁目地域は、富士見坂・ひぐらしの布袋・延命院貝塚・延命院の大椎など、歴史的・文化的資産があり、これらを生かし、かつ谷中地区との一体性を考慮した保全系のまちづくりを検討する。 				
経過	<p>昭和56年 第一次事業化計画 平成3年 第二次事業化計画（～平成15年度） 平成15年度 日暮里・谷中地区道路ネットワーク検討調査委員会（東京都主催、荒川区、台東区） 平成16年3月 第三次事業化計画「区部における都市計画道路の整備方針」策定（東京都・特別区） この中で都市計画の見直し候補区間として補助92号線や補助188号線などが選定された</p>				
必要性	アンケート調査（平成18年1月、全戸配布、回収率23%）では、7割が都市計画道路の見直しの必要性を感じており、地域住民主体の地域特性を生かしたまちづくり計画の検討を支援する必要がある。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	4,801	4,800	4,800	2,400	-	-	-
	決算額（24年度は見込み）	4,787	4,799	4,799	2,394	-	-	-
	人件費等	5,124	4,697	6,776	3,666	1,430	2,784	
	減価償却費					872	1,866	
	【事務分担量】（%）	60	55	80	80	30	60	
	合計（+ +）	9,911	9,496	11,575	6,060	2,302	4,650	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	9,911	9,496	11,575	6,060	2,302	4,650	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	まちづくり計画作成業務委託（千円）	4,787	4,799	4,799	2,394	-	-	-

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	まちづくり計画策定進捗率	100%	-	-	-	-	
	まちづくり協議会の活動状況	6回	-	-	-	-	
	住民アンケート回収率	6%	-	-	-	-	

（問題点・課題 指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内面積の大きな比率を占める大規模敷地所有者や寺社の意向が確認できていない。 ・地区内道路を6mに拡幅することに対し、地域住民の合意取得が困難なため、道路に関する地区計画の策定は難しい状況である。（まちづくり計画では、将来像において道路拡幅を掲げている） ・都市計画道路の位置付けが明確にならず今後の街づくりの方向性が決定できないことから、地域住民との協働の道筋が滞っている。
他区の実況	<p>（実施 1 区 未実施 区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台東区側では、平成13年度から地元住民により谷中地区まちづくり協議会が活動しており、行政も密集住宅市街地整備促進事業（社会資本整備総合交付金事業）を進めている。地区内は開発系と保全系に意見が分かれていると聞いており、都市計画道路の見直しについての議論も進んでいない状況にある。

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
開発事業者等にまちづくり計画を提示し、街づくりの協力を求める。（街づくり計画・景観条例）	将来的に、地区計画による建物の高さの規制、壁面線の指定等を規制する。
東京都の都市計画道路補助92号線等の見直し検討に合わせた、まちづくり協議会との連携を図る。	東京都、台東区の道路計画、街づくりの動向を見極めながら、まちづくり協議会の再開を目指す。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	住民の手による保全型のまちづくりを進める。

（議会要旨 質問状況）	H17四定 補助92号線の見直しについて見解を問う
----------------	---------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	都市計画マスタープランの推進		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
			担当者名	大竹	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）						
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠	都市計画法第18条の2	
終期設定	有	無	25年度	法令等	（市町村の都市計画に関する基本的な方針）	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]				
目的	平成21年3月に改正した都市計画マスタープランに掲げる取組事業の推進を図る。					
対象者等	区民及び事業者をはじめ、区の各街づくり施策担当					
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープランに掲げる分野別街づくり及び地域別街づくりの取組事項についてまとめた市街地整備プログラムに基づき、各種事業の進行管理を行い、事業の促進を図る。 ・都市計画マスタープランに掲げる主要施策である、住宅地化が進む市街地の良好な住環境の実現のため、防災性の向上と併せて、建物高さの規制の導入や景観制度の活用により秩序ある市街地環境や街並みの形成を図る。 					
経過	H 8年度：当初の都市計画マスタープラン策定 H 17年度：基礎資料となる他の自治体の取り組み状況の調査等実施 H 18年度：区の策定方針検討のための資料作成、委託業者選定プロポーザル実施 H 19年度：策定業務委託、基礎調査及び中間素案まとめ作成 H 20年度：策定業務委託、中間案のパブリックコメント 都市計画マスタープラン策定 H 23年度：市街地整備プログラムの策定					
必要性	都市計画マスタープランの実効性を高めるとともに、計画的かつ効率的な街づくりを推進する。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)					

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額		10,000	11,805				
	決算額（24年度は見込み）		9,818	10,658				
	人件費等	4,234	6,404	4,723	5,375	9,244	9,832	
	減価償却費					4,067	4,665	
	【事務分担量】（%）	100	125	70	80	140	150	
	合計（ + + ）	4,234	16,222	15,381	5,375	13,311	14,497	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,234	16,222	15,381	5,375	13,311	14,497	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	市街地整備プログラム策定進捗率（％）	70	80	100	100	100	事例調査：10%、現状分析：30%、方針策定：40%、骨格案作成：70%、素案作成：80%、策定完了：100%

（問題点・課題分析）	<p>・市街地整備プログラムについては、平成24年3月に策定を終えた。これについては、部の内部資料及び指標と位置づけた。</p> <p>・マスタープランに位置づけた、都市像の実現状況の「見える化」は区民の求めるところであり、今後そのあり方について再考する必要がある。</p>
他区の実施状況	<p>（実施 11 区 未実施 11 区）</p> <p>改正を行った区 新宿区（H8 - H20）、台東区（H6 - H18）、世田谷区（H8 - H17）、杉並区（H9 - H14）、豊島区（H12 - H16）、足立区（H6 - H18）、墨田区（H10 - H20）、中野区（H12 - H21）、北区（H12 - H22）、板橋区（H10 - H23）、</p>

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を行う。	市街地整備プログラムに掲げる事業の進行管理を継続する。
	建築物の高さ規制の導入に向けた準備を行う。	建築物の高さ規制の導入を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	都市計画マスタープランの実現に向けて、街づくり事業全般の進行管理等を行う。

議会質問状況（要旨）	<ul style="list-style-type: none"> ・15二定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・18一定 「都市計画マスタープランの見直しについて」 ・19二定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」 ・20一定 「安全・安心の街づくりについて」 ・20三定 「荒川区の街づくりの将来像について」 ・20四定 「新たな都市計画マスタープランの考え方について」 ・23一定 「今後の街づくりの方向性について」
------------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	防災都市づくり推進計画	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	大竹	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 9年度	根拠			
終期設定	有 無 37年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害に強いまちづくりの推進[11-03]			
目的	震災が発生した場合の被害の拡大を防ぐため、「東京都防災都市づくり推進計画（改訂版）」に基づき、建築物や都市施設等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進する。				
対象者等	整備地域・・・震災時の甚大な被害が想定される地域【荒川地域：約591ha】 （H22年改訂により西日暮里三丁目を追加）【千駄木・向丘・谷中地域 約212ha】 重点整備地域・整備地域のうち基盤整備事業等を重点的に展開する地域【町屋・尾久地区 約280ha】				
内容	整備地域内の木造住宅密集地域のうち、地震に関する地域危険度が高い地域で集中的に事業を実施し、早期に安全性の向上を図る。具体的な整備内容は 骨格防災軸、延焼遮断帯の整備及び避難場所等の拡充 密集市街地の整備（不燃化・共同化の促進、木造住宅密集地域整備促進事業、防災生活圏促進事業等「平成18年度で事業終了」）を行い防災生活圏の形成を目指す。中でも重点整備地域では ・ だけでなく、街路整備（90・306・193号線）、尾久の原公園整備、スーパー堤防整備、地区計画等様々な施策を推進する。なお、これらの諸施策について当課で東京都に報告や計画修正の提案をする。				
経過	平成7年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 基本計画」策定 平成8年度 都 - 「防災都市づくり推進計画 整備計画」策定 平成9年度 区 - 「防災都市づくり事業化可能性調査検討委員会」設置 国庫補助金を受けて、調査を実施した（東尾久1丁目の区域） 平成10年度 区 - 前年の調査結果を踏まえ、庁内調整 事業化見合わせ 平成14年度 都・区 - 推進計画改定に伴う調査及び整備地域・重点整備地域の見直し検討 同年12月 都 - 第5回地域危険度調査公表 平成15年9月 都 - 推進計画改定後の基本計画公表 16年3月 都 - 推進計画改定後の整備プログラム公表 平成20年2月 都 - 第6回地域危険度調査公表 同年5月 都・区 - 第1回町屋・尾久地区木造密集地域対策都区連絡会開催 平成22年1月 都・区 - 推進計画（基本計画・整備プログラム）を改訂 千駄木・向丘・谷中地域に西日暮里三丁目を追加 等 平成24年度 「荒川区地域防災計画」改正（予定） 整備地域内において平成37年度までに不燃領域率70%を目指す				
必要性	震災時に区民の生命と財産を守るため、木造密集市街地の総合的な改善が必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費等	854	854	2,541	1,629	2,023	1,694	
	減価償却費					872	622	
	【事務分担当】（%）	10	10	30	20	30	20	
	合計（+ +）	854	854	2,541	1,629	2,895	2,316	0
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	854	854	2,541	1,629	2,895	2,316	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	全密集地域の不燃領域率（％）	43.1 (H18)	43.1 (H18)	43.1 (H18)	50.0 (H23)	50.0 (H23)	土地面積に対する耐火建築、道路及び空地面積の比率（5年毎計測）

（問題点・課題）	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の資産である住宅については、ライフサイクルに合わない助成制度があっても建替えが進まない ・事業手法のうち区画整理については、その事業化に膨大な経費を要するため、現在の財政状況下では区では実施不可能。 ・不燃化特区及び特定整備路線の指定による一層の推進を検討する。
他区の実況	（ 実施 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
荒川区地域防災計画の見直しと街づくり計画を整合する。	
東京都による不燃化特区の指定にあわせた、市街地更新プログラムの展開を検討する。	地区施設の整備の誘導
東京都に対して都市計画道路特定整備路線の指定に向け働きかけるとともに、沿道の整備プログラムについて検討する。	特定整備路線に指定された計画道路の沿道用途について見直しを行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	密集地域の多い当区においては、都と連携を図り、推進計画における位置づけが重要である。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	セメントサイロ跡地利用計画		部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
			担当者名	白井	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）						
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）	
終期設定	有	無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
	施策	市街地再開発事業等の推進[12-04]				
目的	J R貨物隅田川駅構内のセメントサイロ跡地に地域活性化に資する施設を導入することを目指してJ R貨物と土地利用及び施設計画の検討を進める。					
対象者等	セメントサイロ跡地（約8500㎡）及び区有地（約41㎡） 南千住四丁目1番					
内容	<p>南千住東側地域は、再開発事業等によりにぎわいのある街となった。この中で、セメントサイロ跡地は南千住駅東側に位置し商業施設等とドーナ通りに隣接する絶好のロケーションにある。区としては、この敷地に南千住東側地域だけでなく区全体の活性化にも寄与する施設を導入することが必要と考え、平成19年3月にJ R貨物と基本合意書を締結し、土地利用内容の決定に向けて検討していたところである。しかしその後JR貨物側で隅田川駅構内の改良検討がなされ、21年度～24年度で改良事業を行うことが発表され、跡地の規模・形状が変更されることになった。昨年度、J R貨物側より跡地利用に関して協議再開の申し入れがあり、今年度より具体的な検討に入る。</p> <p>基本合意書の概要 事業用借地方式を用いた事業を共同で検討する。 跡地利用（10～15年間）に住宅開発は含まない。 利用計画にJ R貨物の採算性を考慮する。 計画策定、事業者選定にあたり協議会を設置する。 計画決定の段階で区有地の扱いを協議する。</p>					
経過	<p>平成18年 3月 セメントサイロ営業停止、区がJ R貨物に地域貢献に資する開発を要請 12月 J R貨物開発部長から跡地利用に関する共同調査実施等の要望書 平成19年 2月 都市整備部長名で共同調査等了承の回答 3月 J R貨物と区で基本合意書を締結 8月 区が調査委託契約締結 平成20年 6月 J R貨物より跡地利用計画に関する中止の申し入れ 平成20年 7月 J R貨物内で隅田川駅構内改良計画について検討開始 平成21年 6月 駅構内改良計画がまとめりJ R貨物から区に今後の検討を打診 10月 工事着工（H25末まで） 平成22年11月 セメントサイロ跡地計画の再開をJ R貨物から区に申し入れ</p>					
必要性	当該地は、南千住東側地域において最後に残った未利用地であり、駅東側地域の顔となる土地であることから、開発に対して区が関与し、土地利用について規制・誘導していくことが必要である。					
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 基本合意書では、土地利用計画の決定や事業候補者の募集・選定に関して、関係者の意見を聴取するため、協議会を設置することとなっている。その事務補助業務についても区とJ R貨物で費用を1/2ずつ負担して、委託で実施する予定である。（当初）					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	-	3,000	5,000	5,000	-	-	-	
決算額（24年度は見込み）	-	2,940	0	0	-	-	-	
人件費等	3,416	2,989	2,541	1,222	4,796	2,694		
減価償却費					1,598	1,089		
【事務分担量】（%）	40	35	30	15	55	35		
合計（+ +）	3,416	5,929	2,541	1,222	6,394	3,783	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）		1,470						
一般財源	3,416	4,459	2,541	1,222	6,394	3,783	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	跡地利用計画作成業務委託（千円）		2,940					

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
	地域活性化施設の導入進捗率	10%	10%	10%	30%	70%	調査委託実施 : 10% 進出企業公募 : 30% 進出企業選定 : 50% 進出企業工事着工 : 70% 工事竣工 : 90% 施設開業 : 100%

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隅田川駅改良工事に伴い、跡地利用面積の減少する。約15,000㎡ 約8,500㎡ ・ 土地貸しによる収益事業から土地・建物賃しによる収益事業になる。（投資規模23億以上） ・ 投資額が23億円以上の規模になるため、WTO政府調達協定の対象となり、国際的な競争と情報管理の徹底が行われる。 ・ 商業開発の場合は、地元の商業者・商店街への影響を配慮する必要がある。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策		
	平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
	J R 貨物と共に引続き開発の可能性について検討していく	地域の活性化、賑わいの創出

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	J R 貨物との検討を進める。

（要質問状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年二定 跡地利用を J R 貨物と共同で検討するべき ・ 平成18年二定 跡地には住宅でなく、社会資本整備を J R 貨物に要請するべき ・ 平成18年三定 跡地に文化施設かホテルを誘致すべき ・ 平成19年二定 跡地利用計画策定の進め方を問う ・ 平成20年二定 地域イメージアップにつながる跡地利用と駅全体の開発コンセプト ・ 平成21年一定 セメントサイロ跡地開発の現状と今後の見通し
---------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	コミュニティバスの利用促進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	白井	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	コミュニティバス関連事業費（01-12-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠	道路運送法、道路交通法、道路法		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	区内の主要な交通経路が不足する地域の交通利便性を向上させ、高齢者や障がい者等の交通移動手段を確保する。				
対象者等	バス運行事業者（京成バス株式会社）、バス利用者				
内容	<p>乗務員の接客等も含めて利用者からの評判も良好であり、路線拡充の要望が寄せられている。利用状況も事業者による開業時予測より増加しているが、当初より厳しい営業収支が予測されているため、さらなる利用促進が必要な状況である。</p> <p>平成23年度より、地域需要に応じた区民生活に必要なコミュニティバスのルートや、地域の実情に即した運行サービス向上の実現に必要な事項を協議・調整を行うため、「荒川区地域公共交通会議」を開催している。</p> <p>事業概要 運行 京成バス株式会社自主運行方式、区はバス停の環境整備と車両購入費の一部補助 料金 大人150円、小人80円、PASMO、シルバーバスの利用可 障がい者本人負担額は区が補助 バス車両 ノンステップ小型バス（車いす利用可）、6台（定員30、35人乗り） 常時5～6台で運行 運行経路等 （南千01系統）南千住駅、南千住図書館、町屋駅、区役所を結ぶ循環運行（約6km、35～40分程度） ・15停留所、56便/日、12～20分間隔 ・南千住駅始発6:40～終発21:15 ・平成17年4月20日運行開始 （南千02系統）町屋駅、グリーンハイム荒川を結ぶ片方向運行（約1.5km、5分程度） ・4停留所、12便/日、20分間隔 ・町屋駅始発17:45～終発21:25 ・平成19年12月30日運行開始 （南千03系統）南千住駅東口、汐入公園、南千住駅西口を結ぶ往復運行（片道約3.7km、20分程度） ・12停留所、51便/日、20分間隔 ・南千住駅東口始発 6:40～終発 21:15（南千住駅西口始発・終発も同時刻） ・平成20年10月31日運行開始</p>				
経過	平成16年 12月 京成バス株式会社と「荒川区コミュニティバス運行に関する協定書」締結 平成17年 4月 コミュニティバス「さくら」開業（南千01系統） 平成17年 8月 日本発のお客様参加型バスロケ「ロケ咲くくん」運用開始 平成18年 2月 さくら運行に関する検討会（京成バス、区）を設置 平成19年 4月 朝ラッシュ時（南千住駅西口発 7:30～8:30）の運行間隔の短縮 平成19年 9月 子ども家庭支援センター前バス停新設 平成19年 12月 町屋駅 グリーンハイム荒川の夕刻以降における運行開始（南千02系統） 平成20年 10月 障がい者用無料乗車券交付開始 コミュニティバス「汐入さくら」運行開始（南千03系統） 平成21年 3月 バス車両内AED設置 平成21年 5月 「汐咲くくん」運用開始 平成24年 2月 荒川区地域公共交通会議設置 平成24年 3月 一部停留所にバス停上屋設置 南千住三丁目バス停新設				
必要性	区民の地域交通及び環境交通として必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 事業者、交通管理者、道路管理者、学識経験者、区民代表、区職員で構成される「荒川区地域公共交通会議」を設置し、検討を進める。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	-	7,840	43,297	5,499	-	15,369	43,240	
決算額（24年度は見込み）	-	6,260	28,668	5,450	-	14,043	43,240	
人件費等	4,270	4,270	4,235	6,922	5,232	7,622		
減価償却費					1,743	2,799		
【事務分担当】（%）	50	50	50	85	60	90		
合計（+ +）	4,270	10,530	32,903	12,372	6,975	24,464	43,240	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	4,270	10,530	32,903	12,372	6,975	24,464	43,240	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費			委員謝礼	22	委員謝礼	121
	食糧費			会議賄い	3	会議賄い	18
	一般需用費					AED購入・記念品	408
						会議資料印刷	30
	使用料					会場使用料	78
	工事請負費			工事請負費	14,018	バス工事請負費	22,585
	負担金					車両購入補助金	20,000

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
標	「さくら」乗車人数（一日あたり）	1,237人	1,292人	1,375	1,400	1500	
	「汐入さくら」乗車人数（一日あたり）	789人	980人	1,059	1,100	1200	

問題点・課題 （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態・要望を踏まえた既存路線のサービス向上について検討する必要がある。 ・CO2排出量等環境負荷に配慮した車両の導入について検討する必要がある。 ・区内他地域におけるコミュニティバスの導入可能性について検討する必要がある。
	他区の実況 （実施 18 区 未実施 4 区） 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
町屋地域への運行	既存路線のサービス性向上 他地域への運行拡大 安定した運行

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	重点的に推進	高齢者・障がい者、交通不便地域に住む住民の日常生活の足として欠かせないものである。

議会 （要旨） 質問状況	・平成15年三定	南千住四、八丁目地域を含めたルートを選定を要望する
	・平成19年二定	コミュニティバス再編でより利便性の高い街に～2ルートの提案
	・平成20年一定	第3のルート導入
	・平成20年二定	コミュニティバス「さくら」の汐入地域への路線の延伸
	・平成22年二定	コミュニティバスの新設
	・平成23年一定	コミュニティバスの停留所の上屋等について
	・平成23年三定	コミュニティバスさくらの尾久地域への導入について

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	つくばエクスプレスの利用促進	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	白井	内線	2814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	都市計画課事務費（01-02-01）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 17 年度	根拠	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的促進に関する特別措置法		
終期設定	有 無 年度	法令等	一体的促進に関する特別措置法		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]			
目的	つくばエクスプレスは、平成17年8月24日に首都圏北東部の交通体系の整備、JR常磐線等の既設鉄道の混雑緩和、首都圏における宅地供給の促進、沿線地域における産業基盤の整備を目指して開業した。区は、開業後の経営基盤の安定化等の課題に対して、沿線自治体と協力して沿線のイメージアップ等、利用促進に取り組む。				
対象者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社（第3セクター） ・つくばエクスプレス利用者 				
内容	<p>つくばエクスプレスは都内の秋葉原駅を起点として、東京都千代田区、台東区、荒川区、足立区を経て、さらに埼玉県、千葉県、茨城県つくば市に至る延長58.3kmの都市高速鉄道である。</p> <p>【路線概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルート 秋葉原～つくば市 ・路線長 58.3km ・駅数 20駅（荒川区内は南千住駅の1駅） ・開業日 平成17年8月24日 ・事業費 約8,081億円 ・事業主体 首都圏新都市鉄道株式会社 ・所要時間 快速45分、区間快速52分 <p>【協議会概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> つくばエクスプレス沿線都市連絡協議会（沿線11都市：24年度会長は、つくばみらい市） つくばエクスプレス沿線特別区連絡協議会（沿線4区：24年度会長は、千代田区） <p>（両協議会の活動方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営安定化等に関わる関係機関への要請活動 ・関係機関等との連携及び情報交換 ・沿線のイメージアップに向けての取り組み <p>東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会（事務局：東京都都市整備局都市基盤部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線4区の宅地開発及びまちづくりの情報交換 				
経過	<p>昭和60年 7月 運輸政策審議会の答申で位置付けられる</p> <p>平成3年 3月 「首都圏新都市鉄道株式会社」設立</p> <p>7年 9月 「新浅草駅～都県境」都市計画決定（11年6月 全地区都市計画決定）</p> <p>13年 2月 鉄道路線名称をつくばエクスプレスに決定</p> <p>16年 5月 レール締結式（北千住駅構内）</p> <p>7月 トンネル&レールウォーク in南千住開催参加者376名</p> <p>17年 6月 南千住駅舎見学会参加者450名（25日）、運行ダイヤ発表（30日）</p> <p>8月 区民試乗会（7日）、開業（24日）</p> <p>11月 南千住スタンプラリー開催参加者214名</p> <p>18年 7月 開業1周年スタンプラリー（ふるさと文化館）</p> <p>19年 3月 パスモ導入</p>				
必要性	つくばエクスプレスの沿線都市が、協力体制を確立して利用促進を行うことにより、経営安定化や沿線のイメージアップに向けた支援を行う必要がある。				
実施方法	<p>（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>各協議会による運営</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	70	70	70	70	50	50	50	
決算額（24年度は見込み）	70	70	70	70	50	50	50	
人件費等	854	854	1,271	1,222	1,744	2,117		
減価償却費					581	778		
【事務分担量】（%）	10	10	15	15	20	25		
合計（+ +）	924	924	1,341	1,292	2,375	2,945	50	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	924	924	1,341	1,292	2,375	2,945	50	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	沿線自治体協議会分担金（千円）	100	70	70	70	50	50	50

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
		負担金補助及び交付金	関連協議会分担金	50	関連協議会分担金	50	関連協議会分担金

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度（見込み）	目標値（25年度）	
	乗車人数（一日あたり）	27万人	28万人	28.9万人	-	-	経営安定化及び南千住駅周辺活性化のための利用促進を図る

問題点・課題 （指標分析）	<p>開業後の利用状況は順調に推移しているが、つくばエクスプレスの経営安定化に向けては、平成22年度に一年前倒しで目標であった27万人/日を達成した。 今後、混雑緩和や昼夜時間帯の利便性の向上を図る為、沿線自治体とも連携して協議していく。</p>
	<p>（実施 3 区 未実施 区）</p> <p>つくばエクスプレス沿線区（千代田区、台東区、足立区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
沿線自治体協議会の取組み（4区協、11都市協）	沿線のイメージアップ TX利用者の増 経営安定化 低炭素まちづくりの推進

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
継続	継続	沿線地区の活性化のために利用促進を図る必要がある

<p>状況 （要質問 旨問状）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年一定 つくばエクスプレスの運営について 平成14年三定 JR常磐線の北口の新設について 平成18年一定 JR常磐線北口の開設について
-----------------------------	---

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	区民の手によるまちづくりの支援	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	大竹	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 18 年度	根拠			
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・区民が自主的にまちづくりを行うため、地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり ・まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり ・区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例制定に向けた検討 				
対象者等	区民				
内容	<p>区民が地区計画制度を活用し易くするための仕組みづくり 区民が主体となってまちづくりを考える手法である地区計画制度の導入を検討している西日暮里三丁目の検討経過等を踏まえ、地域住民に真に必要な情報等を反映した地区計画の手引きやガイドを作成すると共に、初期の各種相談に即時に対応できる体制の整備及び検討段階における支援の検討を図る。 まちづくり施策に区民の意見を反映するための総合的な仕組みづくり 再開発事業の施行主体である組合若しくは協議会や密集住宅市街地整備促進事業による連絡会、区政改革懇談会の委員等、各施策を通して関わりのある住民やグループの各種情報の一元化とそのセキュリティシステムの確立及び関連データのまちづくりへの活用を検討する。 区民参加のまちづくり実現のための、街づくり条例制定の検討 荒川区基本構想が示す区民の主体的なまちづくりへの参画を実現するため、以下の事項に留意した街づくり条例を制定を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区の街づくりの基本的な理念 ・現行制度の体系化 ・区民主体の街づくり（地区計画など）のルール化 ・街づくりに関する団体、NPOなどへの支援 				
経過	中低層市街地における高層マンションの建設などにより、それまでの住環境に即しない無秩序な開発が多発しており、それらの周辺住民の防衛意識の高まりと共に良好な住環境の保全や推進への関心が高まりつつある。				
必要性	基本構想の基本理念や都市計画マスタープランに掲げる区民の主体的なまちづくりへの参画の実現及びマンション建設反対運動などをきっかけとする住民の街づくり活動への支援など、区民の手によるまちづくりの支援制度の整備が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	-	-
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-
	人件費等	1,570	1,585	4,609	2,362	2,895	1,966	
	減価償却費					1,162	933	
	【事務分担量】（%）	40	40	90	50	40	30	
	合計（+ +）	1,570	1,585	4,609	2,362	4,057	2,899	0
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	1,570	1,585	4,609	2,362	4,057	2,899	0
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	街づくり条例制定の進捗率	30	50	50	50	70	現状分析：30%、骨格案作成：50%、素案作成：70%、パブリックコメント：80%、策定完了：100%
	支援制度確立の進捗率	50	75	75	75	100	現状分析：50%、活用制度の抽出：75%、制度活用方策策定：100%

（問題点・課題）	<p>地区計画は、市街地の住環境向上や商店街の基盤整備、景観形成など様々な秩序化への活用が考えられるため、それらの目的に対応できる住民参加の手法を確立する必要がある。</p> <p>各街づくり事業における住民組織との話し合いを継続するとともに、意見を反映させる仕組みや住民組織の自立化を検討する必要がある。</p> <p>街づくり条例は、既に施行若しくは検討している諸制度を集約することとなるため、制定に際しては法令・諸制度の関わり方の整理及び荒川区に適した法体系の在り方などを検討する必要がある。併せて、専門的知識のもとで全国的な関係法令の動向や社会的傾向、経済の動向及び区内市街地の今後の動向などを把握、反映させることが必要である。</p>
他区の実況	<p>（実施 13 区 未実施 区）</p> <p>まちづくり条例制定区：千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、杉並区、豊島区、練馬区、足立区、葛飾区</p> <p>ただし、新宿区、千代田区、台東区は、景観条例とまちづくり条例とを一体で制定</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
<p>区民による地区計画制度活用のための専門的な知識や検討の進め方などへの支援体制を確立する。</p> <p>区のコンサル担当派遣制度や、他の公的な支援制度の内容調査を行い、活用に向けた制度の一元化を図る。</p>	<p>制度を活用した街づくりを進める団体を模索する。</p>
<p>都市計画マスタープランの検討過程における区民会議の今後の活用を検討する。</p>	<p>区民会議の新たな構築を目指す。</p>
<p>区内の建物状況等の実態及び傾向を踏まえた荒川区に即した街づくり条例の在り方を検討する。</p>	<p>在り方の検討結果を反映した、条例素案の策定に向けた調査委託を実施する。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	時代の要請である住民主体のまちづくりを実践していくための事業である。

議会議決要旨	H19年二定：「高度制限地区条例や特別用途地域、地区計画等の活用について」
--------	---------------------------------------

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	荒川区集合住宅の建築及び管理に関する条例（マンション条例）	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）					
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）	建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成 19 年度	根拠	荒川区集合住宅の建設及び管理に関する条例及び施行規則		
終期設定	有 無 年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]			
	施策	総合的な市街地整備の推進[12-01]			
目的	集合住宅の建築や管理についての基本的なルールを定め、集合住宅の居住者にとって快適な居住環境を確保し、かつ、周辺における生活環境の維持向上を図るとともに、集合住宅の居住者と周辺住民により良好な近隣関係と豊かな地域社会が形成されることを目的としている。				
対象者等	計画戸数15戸以上の集合住宅の建設事業				
内容	<p>建築計画の段階で、以下の事項について指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住戸面積の制限等（25㎡ 計画戸数が30以上の場合：半数を 50㎡） ・近隣関係住民への計画内容の説明 ・敷地面積に応じた道路の整備 ・計画戸数に応じた駐車施設の設置、緊急自動車等の停留スペース（3.5×6m程度） ・防火水槽の設置等、防災対策の実施 ・電波障害対策の実施 ・管理人室の設置 ・省エネルギー対策等地球環境への配慮、景観への配慮、土壌汚染の調査など <p>条例内容を遵守しない建築主に対しては、勧告、公表を行うことができる。</p> <p>緑化、駐輪場、廃棄物の各条例が対象となるが、手続きは各々に行う。</p> <p>工事完了時に現地確認を行い条例内容の確認を行うと共に、適正な管理への誘導を行う。</p>				
経過	平成19年9月27日制定 平成20年3月21日条例改正（建築主の報告義務強化） 平成22年11月16日条例施行規則改正（規模に応じた中間階備蓄倉庫の設置）				
必要性	既成市街地における民間開発諸事業の秩序化及び住環境の維持・向上を図るため、必要である。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指導内容が多岐にわたるため、事前に関係各課と協議をしてもらい、建築計画書提出後は当課を窓口とし指導を行っている。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
予算額	-	-	-	-	-	-	-	
決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	-	-	
人件費等	-	-	10,588	8,144	8,720	5,325		
減価償却費					2,905	2,799		
【事務分担当】（%）	-	-	125	100	100	90		
合計（+ +）	0	0	10,588	8,144	11,625	8,124	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	10,588	8,144	11,625	8,124	0	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	事前相談（同一箇所複数相談含む）	-	30	32	20	50	60	50
	建築計画書提出（件）	-	30	19	12	25	27	25
	工事完了確認通知書交付（件）	-	0	9	15	10	25	20

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
標	申請時の条例適合率（％）	100	100	100	100	100	適合物件数 / 届出件数
	完了検査時の条例適合率（％）	89	86	91	100	100	完了確認通知物件数 / 完了届出件数

（問題点・課題）	<p>指導内容に努力規定となっている部分があるため、その内容が形骸化しないよう、適正な指導を行う必要がある。</p>
他区の実況	<p>（実施 22 区 未実施 区）</p> <p>・条例：16区、要綱：6区（千代田区、品川区、大田区、中野区、杉並区、葛飾区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
努力規定の部分に対する指導のあり方	社会状況等に則した運用

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	マンション建築に伴う紛争を未然に防止し、良好な住環境の維持・向上のために不可欠である。

況議 （要 旨） 質問 状	<ul style="list-style-type: none"> ・指導要綱の条例化（H19年第2定） ・集合住宅条例のその後に関する問題（H22年第1定）
---------------------------	--

事務事業分析シート（平成24年度）

No1

事務事業名	災害時地域貢献建築物の認定制度	部課名	防災都市づくり部都市計画課	課長名	松土
		担当者名	能見	内線	2812
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（24年度）	災害時地域貢献建築物認定事業（01-07-03）				
事務事業の種類	新規事業（24年度 23年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	23 年度	根拠	災害時地域貢献建築物認定制度実施要綱	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	安全安心都市[]			
	政策	防災・防犯のまちづくり[11]			
	施策	災害時における体制の強化[11-01]			
目的	居住者の防災に対する意識が高く、水害時に、近隣住民の一時の避難先となる建築物を認定するとともに、支援に必要な資機材の購入経費の一部を助成することにより、地域における防災対策を促進し、地域防災力の向上を図る。				
対象者等	次のすべてに該当する建築物の所有者等 ・建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）を満たしている建築物 ・5階建て以上かつ延床面積1,000㎡以上の建築物				
内容	認定を受けようとする所有者等の申請に基づき、その内容が認定基準を満たすと認められた場合に、認定証及び認定プレートを交付する。 認定建築物については、その名称等を積極的に周知する。 認定基準 ・既存の町会への加入又は自治会の設立をしていること ・地域と連携して活動する態勢を構築していること ・緊急時に近隣住民等が建物内に避難することについて、所有者等が合意していること ・緊急時における円滑な避難が出来るように、建物の出入口の円滑な解錠が可能であること				
経過	・平成24年8月1日制定				
必要性	災害時の緊急避難先を確保することは、地域社会に安心感を与えるとともに、地域における防災対策を促進し、ひいては地域防災力の向上を図ることができる。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				

		（単位：千円）						
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
予算・決算額等の推移	予算額	-	-	-	-	-	1,475	500
	決算額（24年度は見込み）	-	-	-	-	-	21	500
	人件費等	-	-	-	-	-	3,660	
	減価償却費						1,555	
	【事務分担量】（%）	-	-	-	-	-	50	
	合計（+ +）	0	0	0	0	0	5,236	500
	国（特定財源）							
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	0	5,236	500	
実績の推移	事項名	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
	申請件数	-	-	-	-	-	1	10

事務事業分析シート（平成24年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成22年度（決算）		平成23年度（決算）		平成24年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料			認定プレート	21	認定プレート	500
	需用費			広報活動	0		
	報償費			講師派遣	0		

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		21年度	22年度	23年度	24年度 (見込み)	目標値 (25年度)	
	認定件数	-	-	1	10	30	認定建築物の数

(問題点・課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・見ず知らずの人が建物内へ立ち入ることへの抵抗感 ・自らの建物における防災体制に対する不安感
他区の実況	（実施 0 区 未実施 22 区）

問題点・課題の改善策	
平成24年度に取り組む具体的な改善内容	平成25年度以降に取り組む具体的な改善内容
他事業と連携した積極的なPR	認定建築物のない地域への積極的なPR

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
24年度設定	25年度設定	
推進	推進	認定建築物は地域防災力の向上に役立つ

(議会議況要旨)	
----------	--